

第6次水質総量規制—平成19年夏以降適用予定—



The Knights

第6次水質総量規制の対象となる東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海に係る指定地域において公共用水域に排出される水の汚濁負荷量について、COD、窒素含有量及びりん含有量のそれぞれについての「総量削減基本方針」が策定されます。今回策定される「総量削減基本方針」では、平成21年度を目標年度としたCOD、窒素・りん含有量それぞれについての削減目標量を発生源別、都府県別に定めています。この削減目標量は、人口及び産業の動向、下水道整備の見通し、汚水処理技術の水準等を勘案し、生活排水、産業排水等の発生源全体について定めたものです。

生活排水 : 下水処理場、し尿処理場、浄化槽等
 産業排水 : 工場、事業場等
 その他 : 畜舎、農地、養殖、山林等

表 指定水域別・指定項目別の削減目標量 (単位: トン/日)

指定水域	指定項目	削減目標量* (平成21年度における量)	削減量	(参考) 平成16年度における量
東京湾	COD	193	18	211
	窒素含有量	199	9	208
	りん含有量	13.9	1.4	15.3
伊勢湾	COD	167	19	186
	窒素含有量	123	6	129
	りん含有量	9.6	1.2	10.8
瀬戸内海 (大阪湾)	COD	537(133)	24(11)	561(144)
	窒素含有量	465(116)	11(5)	476(121)
	りん含有量	29.5(7.5)	1.1(0.7)	30.6(8.2)

※削減目標量: この数値が平成21年度の目標となる汚濁負荷量の値となります

今後、各都府県において汚濁負荷量を削減するための具体的な措置が講じられていくこととなります。特に排水量が50 m³/日以上以上の工場・事業場に対しては通常の濃度基準による排水規制に加え、排水濃度×排水量の規制(汚濁負荷量)についての総量規制基準が適用されることとなります。この総量規制基準は、業種等の実態に応じて各都府県ごとに定めることとされており、総量削減計画の策定に併せて各都府県知事が設定し、平成19年夏以降、一定の猶予期間を経た上で工場・事業場に適用される予定です。

東京湾、伊勢湾、瀬戸内海に係る指定地域におきまして、総量規制の削減目標量は平成16年度の汚濁負荷量よりも少ない値に設定されていますので、現状よりも総量規制基準が厳しくなると考えられます。19年夏以降の適用に備えて、処理の見直しや現状の負荷量の把握といった面から、COD、窒素、りんの分析を行ってみたいかがでしょうか。

当社ではCOD、窒素、りんの指定計測法による自動分析機器を導入していますので、多検体でも短納期で分析結果をご提供することが可能です。詳しくは、当社 **環境分析部 清水(圭)、清水(い)** (フリーダイヤル0120-01-2590 内線293、356) までお気軽にお問い合わせ下さい。

■事業内容■

- ①環境管理に伴う調査・測定・化学分析
- ②ダイオキシン類に係る濃度計量証明
- ③ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
- ④水道法第20条に基づく水質検査
- ⑤土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査
- ⑥労働衛生管理に伴う作業環境測定
- ⑦アスベスト・PCB等の化学分析
- ⑧EU規制物質の化学分析